

加古川市長 岡田 康裕 様

加古川市情報公開・個人情報保護審査会
委員長 小川 一茂

特定個人情報保護評価書の第三者点検について（答申）

令和6年12月9日付け諮問第55号で諮問のあった下記特定個人情報保護評価書の評価内容について、特定個人情報保護評価指針（以下「指針」という。）第10の1（2）に定める、評価の実施手続等の適合性及び評価内容の評価目的等に照らした妥当性の観点から、特定個人情報保護評価に関する規則第7条第4項に基づく点検を行った結果、下記のとおり答申します。

記

1 答申の趣旨

諮問のあった評価実施手続等は指針に適合し、かつ評価内容は評価の目的等に照らし妥当である。

2 対象の評価書

- （1）特定個人情報保護評価書（住民基本台帳に関する事務 全項目評価書）
- （2）特定個人情報保護評価書（個人住民税に関する事務 全項目評価書）

3 本件評価書の審査内容

当審査会では、指針に定める審査の観点に基づき、本件評価書の適合性（実施手続等に適合した評価を実施しているか）及び妥当性（評価の内容が指針に定める評価の目的等に照らし、妥当と認められるか）について、審議を行った。

4 審議結果

別表1のとおり

以 上